

2. �绞首刑は残虐な刑罰か

正木幸博
(大阪弁護士会)

[キーワード] �绞首刑、残虐な刑罰、合憲、違憲、古畑種基、W・ラブル、
土本武司

はじめに

本稿は、現在の日本の死刑執行方法である絞首刑（刑法第11条1項）が「残虐な刑罰」（憲法第36条）にあたるかについて論ずるものである。

以下、まず、法的解釈論の観点から問題を整理し、つぎに、絞首刑が与えうる精神的及び肉体的苦痛をめぐる法医学者の見解を紹介した後、人道的観点からみた絞首刑の残虐性を検討して、私見を述べることにする。

1 法解釈論の観点からの問題点

(1) 絞首刑は残虐な刑罰か

刑法第11条1項は、「死刑は、・・・絞首して執行する」と規定している。他方、憲法第36条は、「残虐な刑罰は、絶対的に禁止する」と規定している。ここから、「刑法第11条は、憲法第36条に違反しないのか」、端的に言えば、「絞首刑は、残虐な刑罰か」という問題が生じる。

(2) 「残虐な刑罰」とは何か

昭和23年6月30日の最高裁判決は、「残虐な刑罰」とは「不必要的精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」を意味すると

定義した。したがって、上記(1)の問題を言い換えると次のようになる。「絞首刑は、不必要的精神的及び肉体的苦痛を内容とし、人道上残酷と認められるものではないのか」である。

2 絞首刑は、不必要的精神的及び肉体的苦痛を内容とするものか

(1) 最高裁昭和30年4月6日判決は、「絞首刑は残虐な刑罰に当たらない」と判示した。この判決は、60年も経った現在、依然として有効といえるのだろうか。

昭和30年最高裁判決の根拠は、つぎのように推測される。同判決の少し前、東京高等裁判所で審理されていた別の事件において、3つの鑑定書が提出された。そのうちの一つが古畑種基の鑑定書であった。古畑は、東京大学医学部の名誉教授であり、当時の法医学界の最高権威者と目されていた。昭和27年のこの古畑鑑定書が、上記の昭和30年最高裁判決の基礎にあったものと考えられる。

法医学的観点から絞首刑の説明を行ったとされる古畑鑑定は、次のように述べた。「頸部に索条をかけて、体重をもって懸垂すると、その体重ができるだけ体重が頸部に作用した瞬間に人事不省に陥り全く意識を失う。それ故、定型的縊死は最も苦痛のない安楽な死に方であるということは、法医学上の常識になっているのである。(中略) 絞殺が最も理想的に行われるならば、屍体に損傷を生ぜしめず、且つ死刑囚に苦痛を与えることがなく、且つ死後残虐感を残さない点に於て他の方法に優っているものと思う」

要約すると、この古畑鑑定は、絞首刑について次の3つのことについて述べている。すなわち、わが国で用いられている絞首刑は、①瞬間に意識を失い、②屍体に損傷を生じせしめず、③最も苦痛のない安楽な死に方であ

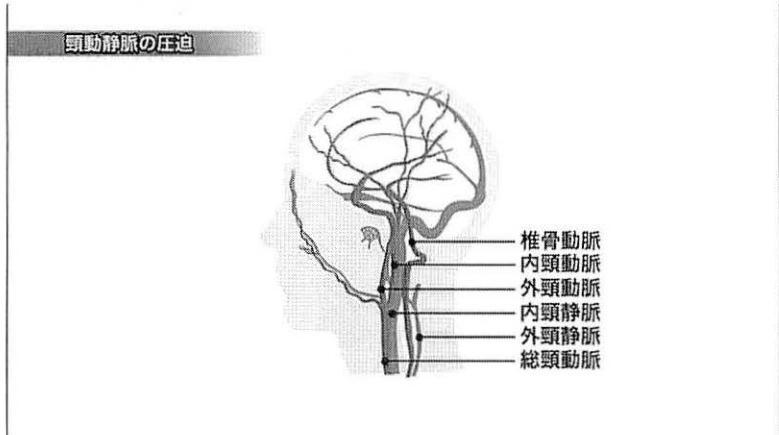
る。

(2) しかし、ヴァルテル・ラブル博士の最近の研究は、この古畠鑑定が医学的に見て誤りであることを示している。

ラブル博士は、インスブルック医科大学法医学研究所 (Institut für Gerichtliche Medizin der Medizinischen Universität Innsbruck : GMI) の副所長であると同時に、オーストラリア法医学会 (Österreichischen Gesellschaft für Gerichtliche Medizin : ÖGGM) 会長でもあり、法医学者として30年以上の経験を有する。1994年の、ある首つり自殺で頭が胴体からちぎれてしまう頭部離断が起こった事件の調査をきっかけに、首つり自殺や絞首刑の執行が人体にどのような作用を及ぼすかを研究してきた。自殺例の研究は年間15件から20件、これまで通算で約300件にも及ぶ、世界でもこの分野の数少ない研究者の1人である。

ラブルによれば、絞首には医学的にみて5つの死因があるという。

① 「頸動脈の圧迫によって起こる、脳に酸素が行かなくなる状態」の場合



研究ノート

首が圧迫されて動脈と静脈が完全に閉じられると、脳に血流が行かなくなる。そうなると5~8秒の間に、脳に残留していた酸素が使い果たされてしまい、脳の機能が失われて意識がなくなる。

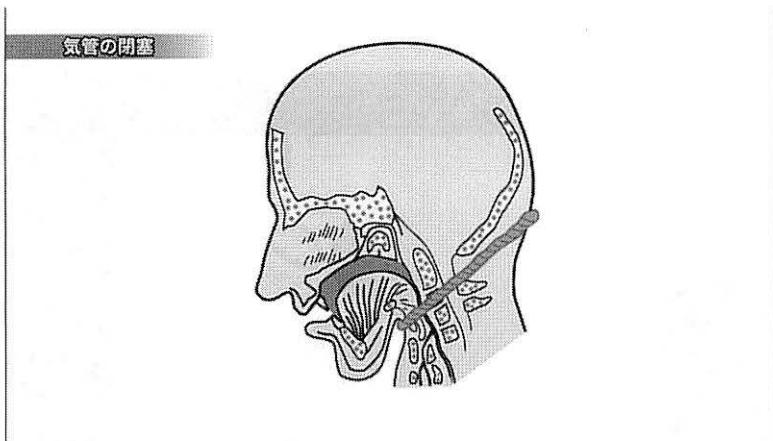
引き続き酸素の供給が行われないと、脳細胞が死滅する。元に戻らないような重大な脳の損傷が起こるのは3分後くらいからで、5分経つと脳が完全に死滅する。脳死の後、心臓が停止する。

受刑者が落下し、ロープが絞った瞬間に、首を流れている4本の血管の血流を全部完全に留めることができたとしても、その時から5~8秒間は受刑者は意識を有しているというのが、ラブル博士の説明である。従って、この場合でも、古畑鑑定の『瞬間に意識を失う』という点は誤りである。

しかも、個別の絞首刑の執行で、4本の血管を瞬時に完全に閉鎖できるとは限らず意識の消失までにどれくらい時間がかかるかは、具体的に予見することはできない。

②咽頭が閉まることによって起こる、息ができなくなる状態

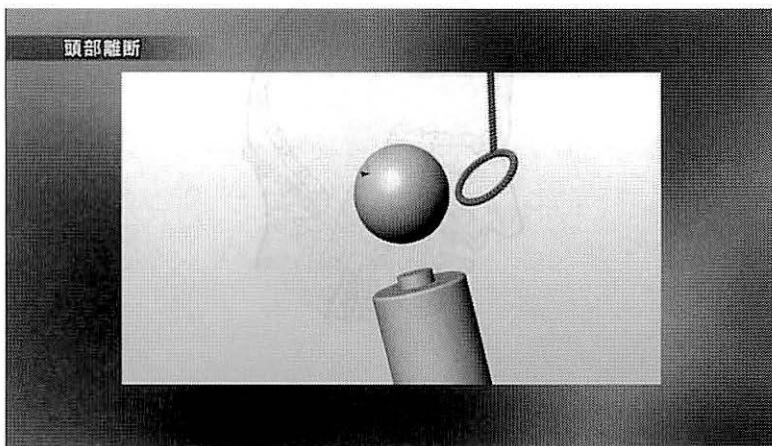
息を吸うと、鼻と口から空気が入って気管に至り、肺に空気が行く。ところがロープで首が絞められると、喉の咽頭の部分が圧迫されて骨に押しつけられ、気管が閉塞され、空気が通らなくなる。空気の供給が行われないと、窒息の状態が起こる。



体に酸素が残留している場合には、1~2分その酸素で意識は保たれるが、その後、意識は失われる。そして、5分後には脳死が起こり、結果的に心臓は止まる。

ラブル博士によると、普通の人で1~2分、息を止める訓練をしている人の場合は、5分くらいは意識を保ち続けるという。その間、苦しみは続くのである。

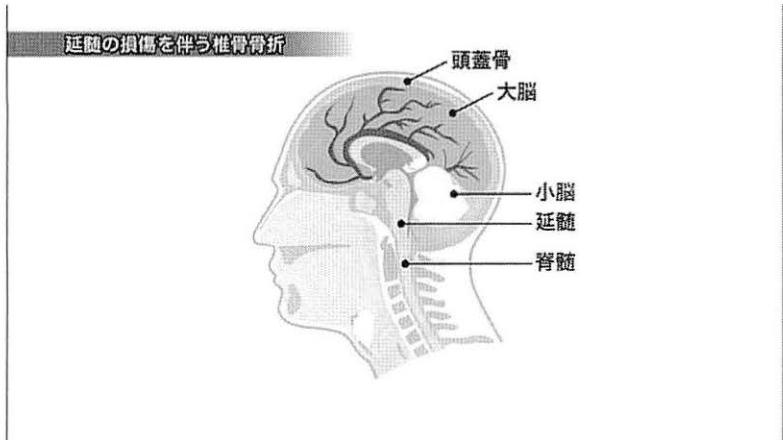
③頭部離断



これは、首にかかる力が非常に大きかったときに、頭が胴体から離れてしまうことをいう。もちろん人は死に至る。

ラブル博士によると、頭部離断が起こったときに、直ちに意識が喪失するか否かは、医学的には明らかではない。しかし、この場合は、「屍体の損傷を生ぜしめない」という点に反していることは明らかである。

④延髄の損傷を伴う椎骨の骨折

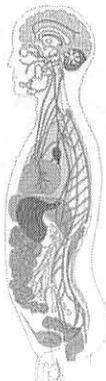


脊椎骨が骨折して骨がずれると、その骨が延髄を圧迫したり、傷つけることがある。これにより、全身の麻痺、そして呼吸困難となる。まず意識がなくなり、その後に脳死が起こる。そして結果的に心臓が停止する。

ずれた骨によって延髄が圧迫されたり、傷つけられると直ちに意識を失う。しかし、骨がそのようにずれることは極めて偶然にしか起こりえない。

⑤迷走神経損傷によって起こる急性心停止

迷走神経の損傷によって起る
急性心停止



迷走神経は、脳幹から発していて、心臓の機能や消化の機能を司る。迷走神経が興奮すると、鼓動がゆっくりになる。外部から暴力的な力が加わり、それによって迷走神経が過度に興奮すると、心臓の鼓動は大変ゆっくりとなって、ついには心臓停止に至ることがある。そのため、脳に酸素が行かなくなり、10~12秒で意識が消失し、5分後には脳が完全に死滅する。

この場合も瞬間に意識を失うわけではないから、古畑鑑定は誤りになる。ラブル博士によると、直後に心停止をきくような迷走神経への強い刺激は稀にしか起こらないとのことである。

以上の絞首刑における5つの死因は、発生した可能性が高いと考えられる順番に列挙されたものである。重要なことは、絞首刑を執行しようとする場合、事前にどれかを選ぶことはできない、ということである。何が起こるかは、実際に執行し終わるまで、誰にも予測することはできない。希望通りの死が起こるよう、予めコントロールすることはできないのである。

(3) 以上から、ラブル鑑定によって、最高裁昭和30年判決の基礎になっていると考えられる吉畠鑑定が医学的に誤っていることが明らかとなつた。

最高裁昭和30年判決は、もはや妥当しないと考えるべきである。

死刑囚に苦痛を与えることがない絞首は、きわめて稀にしか起こらない。しかも、事前に理想的な絞殺になるよう執行者においてコントロールすることは不可能である。換言すれば、絞首刑においては、不必要的精神的・肉体的苦痛は避けがたいのである。

3 絞首刑は、人道上残酷と認められるものか

(1) 日本では、絞首刑は法務当局によってその情報が完全に閉ざされている。執行後になってようやく、被執行者の名前と執行場所がメディアを通じて公表されるにすぎない。このような状況は、アメリカ合衆国とはまったく異なる。アメリカの死刑執行州では、被執行者や被害者の家族と同じように、ジャーナリストにも執行への立会いが許されている。

密行主義のため、日本の市民が死刑執行の際に実際に何が起こるかを知ることはきわめて困難になっている。いずれにせよ、執行の「失敗(botched)」があるとしても、その存在すら知ることができない。

(2) しかしながら、元検察官の土本武司氏が、絞首刑執行の実際の様子を証言した。同氏は、最高検査官を退官後、筑波大学教授やライデン大学客員教授となった人物である。

同氏は、検察官として絞首刑の執行に立ち会った経験を基に法廷で次のように証言した。

「受刑者が自らに焼香し、生きて戒名を授かるという奇妙な経験とともに、並んで絶をあげたとき、死刑囚の肩が触れて、体の温かさが伝わって

きた。そして大音響が響き、カーテンが開けられたときに、ロープに吊られ、手錠を掛けられ、両足を縛られた死刑囚が揺れている姿を見て、「正視に耐えない。これほどむごたらしいことはない」という印象を強く持った。」

(3) ひとつの例だけでは不十分だという論者もいるであろう。しかし、人道上の観点から、日本の絞首刑を残酷でないと結論づけることは極めて困難であると思われる。

4 むすび

以上から、日本の絞首刑は残酷な刑罰であり、刑法11条は憲法36条に違反するという結論に至ることとなる。

かつてわれわれは、「目には目を。歯には歯を」という原理に支配された世界に住んでいた。しかし、長い歴史を経て、刑罰は残酷な方法から残酷でない方法へと変わってきた。悲惨な被害をもたらした行為について、残酷な行為を行うことなしに罰すること。それが人類の歴史が歩んできた方向である。

[註] 執行方法（絞首刑）の憲法適合性を問うということは、必ずしも、死刑それ自体の憲法適合性を許容することではない。前述のように、執行方法は、刑法典において規定されている。もし、執行方法が最高裁によって違憲と判断された場合には、刑法第11条は国会の制定する法律によって改正されなければならない。そうなれば、死刑それ自体の憲法適合性についての議論も避けることができないであろうことは、きわめて明白であると思われる。